

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 佐川正孝  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

DECEMBER 2023  
 VOL.665

# 12



ドリーム(県フラワーパーク)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

## ●2023 12月号 CONTENTS●

|   |   |
|---|---|
| 年末年始労働災害防止強化運動実施中 ..... 2                     | 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です! ..... 12           |
| トラックの荷役作業時の安全対策が強化されました! ..... 3              | 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ ..... 13            |
| ストレスチェックを実施しましょう! ..... 4                     | 「衛生管理者能力向上教育」開催のご案内 ..... 14              |
| 「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか? ..... 5                | 「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」<br>開催のご案内 ..... 14 |
| 令和6年4月から労働条件明示のルールが変わります ..... 6              | 中小企業無災害記録証授与制度にかかる<br>活動交流会のご案内 ..... 15  |
| 茨城県の改正最低賃金 ..... 7                            | 県内の労働災害発生状況 ..... 15                      |
| キャリアアップ助成金 ..... 8                            | 講習会のご案内 ..... 16                          |
| 配偶者手当を見直して若い人材の確保や<br>能力開発に取り組みませんか? ..... 10 |   |

# 年末年始労働災害防止強化運動実施中

～明るい新年を迎えるために労使一体で安全衛生対策の徹底をしましょう～

年末年始は、急ぎの仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等、いつもと違った作業が多くなります。関係者の皆様に注意していただきたい取組について、以下にお示しいたしましたので、今一度、御確認いただき全員で年末年始の安全な作業を特に心がけていただくようお願いいたします。

- |            |   |
|------------|---|
| ○ 中災防スローガン | 『健康と安全で 幸せつなぐ年末年始』                          |
| ○ 実施期間     | 令和5年12月1日 から 令和6年1月31日 まで                   |
| ○ 労働局の実施事項 | 1 労働災害防止団体等に本運動の取組を要請<br>2 建設現場に集中的な監督指導を実施 |

## 1 事業場の実施事項

- ①経営トップによる年末年始の労働災害防止に関する決意表明
- ②リスクアセスメントの実施
- ③KY(危険予知)活動を活用した非定常作業の労働災害防止対策の徹底
- ④安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ⑤火気の点検、確認などの火気管理の徹底
- ⑥交通労働災害防止対策の推進
- ⑦高齢労働者の安全と健康確保のための対策の推進
- ⑧安全衛生パトロールの実施

## 2 主な業種の労働災害防止対策

### (1) 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、墜落・転落災害が多く発生していることから、以下に留意して対応しましょう。

- ①機械設備の回転部分等には安全カバーを取付け、点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取付けられていることを確認しましょう。
- ②作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害のリスク低減をしましょう。食品工場等水を扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、滑りにくい作業靴を使いましょう。
- ③高所に物の置き場所がある場合は、手すりを取付け、高所で作業する場合は、墜落制止用器具を使用しましょう。

### (2) 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生していることから、以下に留意して対応しましょう。

- ①足場を設置してから作業しましょう。荷の搬入などにより一時的に手すりを取外した場合、必ず関係者に伝え、後回しにせず直ぐに復旧しましょう。なお、令和5年10月から労働安全衛生規則の改正により、足場の点検者の指名、足場の組立て等後の点検者の記録・保存が必要になりましたので、ご注意ください。
- ②手すりを取外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具(旧名称:安全帯)を着用し、墜落による危険を防止しましょう。
- ③はしごや脚立を使用するときは、使用方法を遵守し、安全に

作業しましょう。

- ④建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- ⑤土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置しましょう。

### (3) 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック荷台等からの墜落災害が多く発生していることから、以下に留意し、荷主の理解と協力を得て対応しましょう。なお、令和5年10月から労働安全衛生規則の改正により、最大積載量2トン以上の貨物自動車に昇降設備、保護帽の着用が必要となり、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業は、令和6年2月から特別教育が義務化になりますので、ご注意ください。

- ①荷台への昇降を安全にするため、車両へ足を掛けるステップや掴まることのできるグリップを取付けましょう。
- ②荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、墜落防止のための親綱や簡易作業台を設置しましょう。
- ③ロールボックスパレット、特にテールゲートリフターを使用したロールボックスパレットの取扱う場合の安全対策を徹底しましょう。
- ④ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。

### (4) 第三次産業対策

小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生していることから以下に留意して対応しましょう。

- ①「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策も徹底しましょう。
- ②作業面や通路の凹凸を補修する等、転倒災害の防止に取組みましょう。
- ③安全推進者を選任し、安全衛生活動、安全衛生教育などの労働災害防止対策に取組みましょう。
- ④5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)活動を推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- ⑤正しい荷物の持ち方等腰痛防止教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。

お問合せ先

茨城労働局労働基準部 健康安全課  
(TEL 029-224-6215)



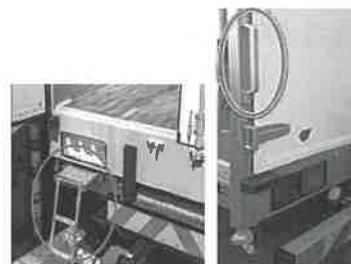
# トラックの荷役作業時の安全対策が強化されました!

## 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

### ① 昇降設備の設置が必要な貨物自動車の範囲を拡大

【令和5年10月1日施行】

- 最大積載量が2トン以上の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備の設置が義務になります。
- 昇降設備は、「床面から荷の上」、「床面から荷台まで」の間の昇降のいずれの場合も必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式の物のほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式にしてください。



### ② 保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

【令和5年10月1日施行】

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務になります。
  - 最大積載量が5トン以上
  - 最大積載量が2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（平ボディ車、ウイング車等）
  - 最大積載量が2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷を積み卸す作業に限る。）
- 保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

(保護帽の着用が必要なトラック：例)



平ボディ車

ウイング車

### ③ テールゲートリフターで荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

【令和6年2月1日施行】

- 荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象になります【学科4時間、実技2時間】。
  - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務及び介護用の車両に設置された車いすを対象とした装置、自動車を運搬するキャリアカーは、対象外です。
- 「テールゲートの操作の業務」には、テールゲートリフターの稼働スイッチの操作のほか、荷のキャストーストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、または卸す等の作業を行う者も、できる限り特別教育を受けるようにしてください。



### ④ 運転位置から離れる場合の措置

【令和5年10月1日施行】

- 運転席とテールゲートリフター等の操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れるときに義務付けられている「エンジンの停止」及び「荷役装置を最低降下位置に置くこと」は、適用除外になります。
- ただし、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置（輪止めなど）は、引き続き必要になりますので、ご注意ください。

【お問合せ先】茨城労働局 労働基準部 健康安全課（電話：029-224-6215）

# ストレスチェックを実施しましょう!

ストレスチェックとは、常時使用する労働者数が50人以上の事業場において、1年以内ごとに1回、定期的に、「職場のストレスの原因に関する項目」「ストレスによる心身の自覚症状に関する項目」「労働者に対する周囲のサポートに関する項目」をチェックすることにより、労働者が自身のストレスがどのような状況にあるのかを調べる簡易な検査です。

このストレスチェックの結果を把握することにより、労働者がストレスを溜め過ぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、過度なストレス要因が職場にある場合は、事業場が必要な措置を検討することにより、職場環境の改善につなげたりすることで、「うつ」等のメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

## 質問票のイメージ

|   | そ<br>う<br>だ | そ<br>ま<br>あ<br>う<br>だ | ち<br>や<br>が<br>う | ち<br>が<br>う |
|---|-------------|-----------------------|------------------|-------------|
| <b>あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>        |             |                       |                  |             |
| 1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない -----                       | 1           | 2                     | 3                | 4           |
| 2. 時間内に仕事が処理しきれない -----                             | 1           | 2                     | 3                | 4           |
| ⋮   |             |                       |                  |             |
| <b>最近1ヶ月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b> |             |                       |                  |             |
| 1. 活気がわいてくる -----                                   | 1           | 2                     | 3                | 4           |
| 2. 元気がいっぱいだ -----                                   | 1           | 2                     | 3                | 4           |
| ⋮   |             |                       |                  |             |
| <b>あなたの周りの方々にについてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>    |             |                       |                  |             |
| 次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか?                              |             |                       |                  |             |
| 1. 上司 -----   | 1           | 2                     | 3                | 4           |
| 2. 職場の同僚 -----                                      | 1           | 2                     | 3                | 4           |
| ⋮   |             |                       |                  |             |

※実施義務があるのは、常時50人以上の労働者を使用する事業場です。

※実施対象労働者は、パート、アルバイト及び派遣労働者以外の労働者です。

(契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は対象外です。)

**実施後は様式6号の3により所轄労働基準監督署に報告が必要です。**

# 「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか？

茨城労働局労働基準部健康安全課

## 1 定期健康診断の実施と結果報告

- (1) 常時使用する労働者については、業種や労働者数にかかわらず、1年以内ごとに1回（深夜業等の特定業務従事者は6月以内ごとに1回）、下記の項目について医師による健康診断を実施する必要があります。
- なお、医師が必要でないと認める時には、厚生労働大臣が定める基準に基づき、健康診断項目の一部を省略することができます。
- ① 既往歴及び業務歴の調査
  - ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
  - ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
  - ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
  - ⑤ 血圧の測定
  - ⑥ 貧血検査
  - ⑦ 肝機能検査
  - ⑧ 血中脂質検査
  - ⑨ 血糖検査
  - ⑩ 尿検査
  - ⑪ 心電図検査
- (2) 健康診断の結果、異常の所見のあると診断された労働者については、労働者の健康を保持するために必要な措置に対し、医師の意見を聴く必要があります。
- (3) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、健康診断の実施結果を所定の様式（定期健康診断結果報告書（様式第6号（新様式）））により、遅滞なく、所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

## 2 特殊健康診断の実施と結果報告

- (1) 以下の業務に常時従事する労働者については、6月以内ごとに1回（一部の業務は1年以内ごとに1回）、業務に応じた特殊健康診断を実施する必要があります。
- ① シンナー等の有機溶剤を取り扱う業務
  - ② はんだ付け等の鉛業務
  - ③ 特定化学物質を取り扱う業務
  - ④ 潜水等の高気圧業務
  - ⑤ 電離放射線業務
  - ⑥ 除染等業務
  - ⑦ 石綿を取り扱う業務
  - ⑧ 四アルキル鉛を取り扱う業務
  - ⑨ 騒音、情報機器（旧VDT）作業等の行政通達で示された業務
  - ⑩ 歯等に有害な業務（塩酸等を発散する場所）
- (2) 特殊健康診断を実施した場合には、業種や労働者数にかかわらず、特殊健康診断の実施結果を所定の

様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

- (3) 上記1の(2)は、特殊健康診断も同じ取扱いになります。

## 3 ストレスチェックの実施と結果報告

- (1) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、下記の項目について医師、保健師等によるストレスチェックを実施する必要があります。
- ① 職場における労働者の心理的な負担の原因に関する項目
  - ② 労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
  - ③ 職場における他の労働者による支援に関する項目
- (2) 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、ストレスチェックの実施結果を所定の様式により、1年以内ごとに1回、定期的に、所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

## 4 じん肺健康管理実施状況報告

粉じん作業を行っている事業場は、毎年12月末日現在におけるじん肺の健康管理実施状況を翌年2月末日までに、所定の様式により所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

なお、この報告は、じん肺健康診断を実施していない年でも提出する必要があります。

※健康診断個人票及び健康診断結果報告等については、令和2年8月28日から医師等の押印等が不要になりました。

※定期健康診断結果報告書（様式第6号（新様式））については、令和4年10月から改正（歯科健診の記載欄なし。）されました。

※歯等に有害な業務（塩酸等）に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2（新様式））については、令和4年10月から義務化されたため、常時使用する労働者数にかかわらず所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

※ 各健康診断結果報告書の様式は、茨城労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署で配布している他、厚生労働省・茨城労働局のホームページからダウンロードすることができますので、ご利用ください。



令和6年4月から

# 労働条件明示のルールが変わります

## 全ての労働者に対する明示事項

1

### 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1についても明示が必要になります。

## 有期契約労働者に対する明示事項等

2

### 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

#### 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に**あらかじめ**(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

### 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要となります。

4

### 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

#### 均衝を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
- ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
- ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
- ※4 労働契約法第3条2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衝を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 詳しい情報や相談先はこちら

- ・改正事項の詳細を知りたい→厚生労働省ウェブサイト①
- ・無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい→無期転換ポータルサイト②
- ・今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について  
→都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署③

①



②



③



# 茨城県の改正最低賃金

## I 地域別最低賃金

| 件名      | 最低賃金額<br>時間額(円) | 効力発生<br>年月日   | 適用範囲               |
|---------|-----------------|---------------|--------------------|
| 茨城県最低賃金 | 953             | 令和5年<br>10月1日 | 茨城県内の事業所で働くすべての労働者 |

## II 特定(産業別)最低賃金 (件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります)

| 件名   | 最低賃金額<br>時間額(円) | 効力発生<br>年月日    | 適用範囲  |
|--|-----------------|----------------|---|
| 鉄鋼業  | 1,046           |                | 1 適用する使用者<br>茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者<br>2 適用する労働者<br>前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。<br>(1)18歳未満又は65歳以上の者<br>(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>(3)次に掲げる業務に主として従事する者<br>イ 清掃又は片付けの業務<br>ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務  |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業   | 1,005           | 令和5年<br>12月31日 | 1 適用する使用者<br>茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者<br>(1)はん用機械器具製造業<br>(2)生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)<br>(3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)<br>(4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。)<br>2 適用する労働者<br>前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。<br>(1)18歳未満又は65歳以上の者<br>(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>(3)次に掲げる業務に主として従事する者<br>イ 清掃、片付け又は賄いの業務<br>ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務<br>ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務  |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 | 1,002           |                | 1 適用する使用者<br>茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者<br>(1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。)<br>(2)医療用機械器具・医療用品製造業<br>(3)光学機械器具・レンズ製造業<br>(4)電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)<br>(5)電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)<br>(6)情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)<br>(7)時計・同部分品製造業<br>(8)(1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所<br>(9)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。)<br>2 適用する労働者<br>前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。<br>(1)18歳未満又は65歳以上の者<br>(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>(3)次に掲げる業務に主として従事する者<br>イ 清掃、片付け又は賄いの業務<br>ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務<br>ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務 |
| 各種商品小売業  | 953             |                | 令和5年度の最低賃金の改正はありません。<br>そのため、令和5年10月1日から、茨城県最低賃金(時間額953円)が適用されています。   |

## III 注意

- 最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
- 地域別最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく全ての労働者と、その使用者に適用されます。
- 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
  - ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
  - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
  - ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
  - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
  - ⑥ 精進働手当、通勤手当、家族手当
- 月給制の場合は、右の計算式によって比較します。 月給額 × 12か月 ÷ 年間総労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
- 日給制の場合は、右の計算式によって比較します。 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

この記事に関するお問い合わせは、茨城労働局労働基準部賃金室(029-224-6216)又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

# 事業主の皆様へ



## 年収の壁対策として

## キャリアアップ助成金

# 労働者1人につき 最大50万円 助成します!

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



### 事業主の皆様の手不足の解消へ!



パートタイム・有期雇用労働法 キャラクター「バゆう」ちゃん

## 「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました!

### (1) 手当等支給メニュー

| 要件  | 1人当たり助成額           |
|---|--------------------|
| ①賃金の <b>15%以上</b> を追加支給<br>(社会保険適用促進手当)               | 1年目<br><b>20万円</b> |
| ②賃金の <b>15%以上</b> を追加支給<br>(社会保険適用促進手当)<br>3年目以降、③の取組 | 2年目<br><b>20万円</b> |
| ③賃金の <b>18%以上</b> を増額                                 | 3年目<br><b>10万円</b> |

### (2) 労働時間延長メニュー

| 週所定労働時間の延長     | 賃金の増額        | 1人当たり助成額    |
|----------------|--------------|-------------|
| 4時間以上          | —            | <b>30万円</b> |
| 3時間以上<br>4時間未満 | <b>5%以上</b>  |             |
| 2時間以上<br>3時間未満 | <b>10%以上</b> |             |
| 1時間以上<br>2時間未満 | <b>15%以上</b> |             |

### ◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。  
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

## キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう!

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

### キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

|            | R5.10           | R5.11 | R5.12 | R6.1 | R6.2 | R6.3 | R6.4 | R6.5 | R6.6 | R6.7 | R6.8 | R6.9 | R6.10 | R6.11 | R6.12 |
|------------|-----------------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 社会保険の加入時期  | R5.10<br>社会保険加入 | ★     | ★     | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    |      |      |       |       |       |
|            | R5.11<br>社会保険加入 |       | ★     | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    |      |      |       |       |       |
|            | R5.12<br>社会保険加入 |       |       | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    |      |       |       |       |
|            | R6.1<br>社会保険加入  |       |       |      | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    | ★    |       |       |       |
| キャリアアップ計画書 |                 |       |       |      |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       |       |

■ 第1期 支給対象期

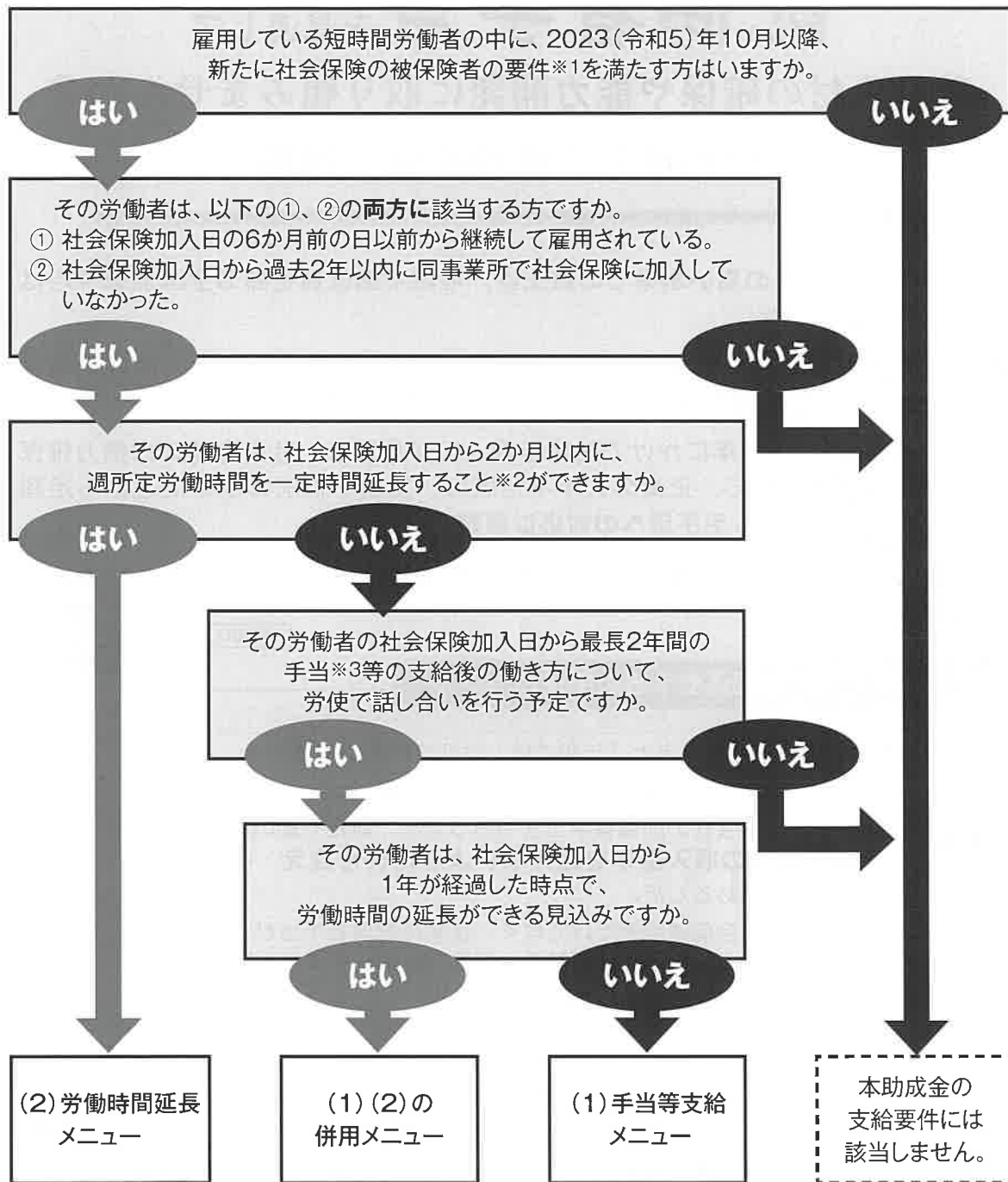
■ 第2期 支給対象期

★ 給与・手当の支給

(※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請する必要があります。  
 (※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。



## 対象となる労働者をチェックしましょう!



※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である者であること。

※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※3 社会保険適用促進手当(標準報酬月額が10.4万円以下の者)に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当)

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料)

**0120-030-045**

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

厚生労働省公式HP

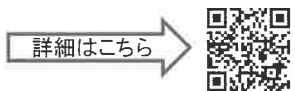


# 配偶者手当を見直して

## 若い人材の確保や能力開発に取り組みませんか？

### いわゆる「年収の壁」対策

- 今年**30年ぶり**の高い水準での賃上げ。地域別最低賃金額の全国加重平均は1,004円となった。
- 短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、**本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境作り**が大切。
- わが国では、2040年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体の労働力確保が大きな課題。既に、企業の人手不足感は、コロナ禍前の水準に近い不足超過となっており、**人手不足への対応は急務**。
- 当面の対応として、政府は「**年収の壁・支援強化パッケージ**」をとりまとめ、支援を開始。



#### 「年収の壁」と配偶者手当の関係について

私たち企業の配偶者手当と「年収の壁」は何の関係があるの？



例えば、夫の会社の配偶者手当をもらうため、他社で働いている妻が、**手当受取りの収入基準を超えないように働き控え**

をする場合もあるんだ。

このため、社会保障制度だけでなく、企業の配偶者手当が、いわゆる「年収の壁」として、就業調整の一因となる場合があると聞いたよ。

※配偶者のいるパートタイム労働者の就業調整の理由：  
被扶養者認定基準（130万円）57.3%、被用者保険加入（106万円）21.4%、配偶者手当15.4%

なるほど。その場合、配偶者手当を見直す必要があるのかもしれないね。



そうだね。配偶者手当を見直すことは、自社の人材確保のためにも役立つよ。

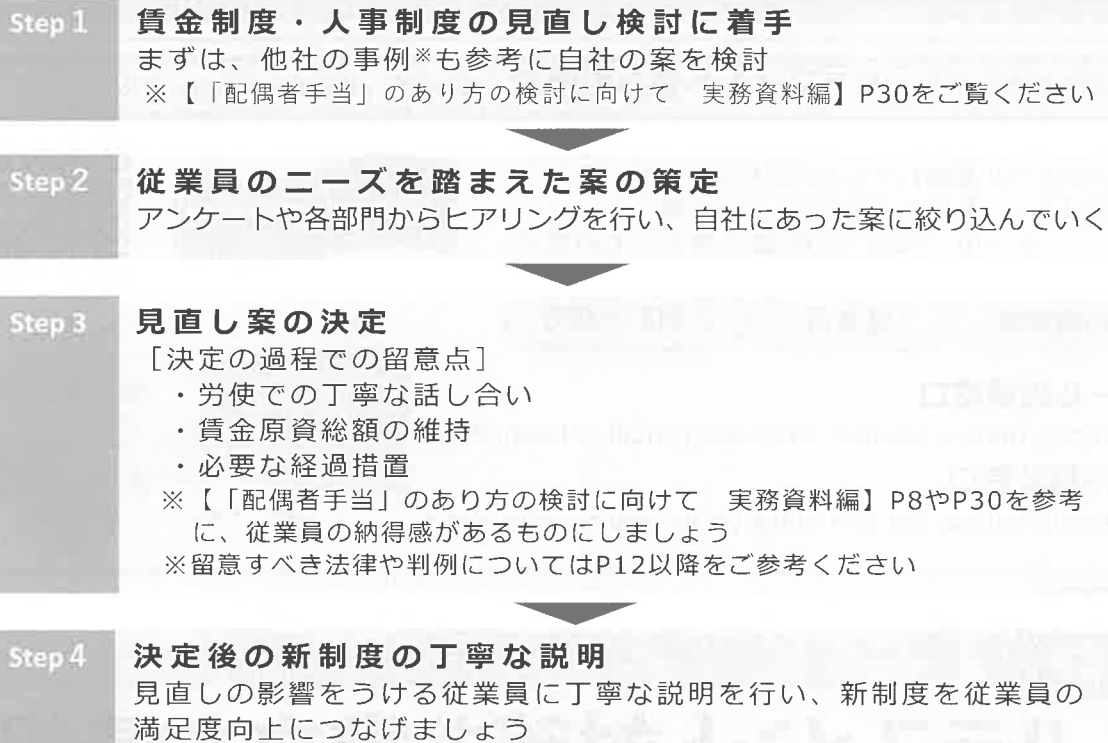
配偶者手当の原資をもとに、**共働き**の方や**独身**の方、**能力開発**に積極的な方など、いろいろな方が活躍できる賃金・人事制度を改めて考えるいい機会になると思う。

**配偶者手当を支給する企業は減少傾向**なんだ。

働く意欲のあるすべての人が、「年収の壁」を意識することなく、その能力を十分に発揮できるような環境の整備にみんなで取り組んでいけたらいいね。

## 4ステップのフローチャート

賃金制度の円滑な見直しに向け、次のチャートを参考に進めてみましょう



厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編



### 手当見直し内容の具体例

- 配偶者手当の廃止（縮小） + 基本給の増額
- 配偶者手当の廃止（縮小） + 子ども手当の増額
- 配偶者手当の廃止（縮小） + 資格手当の創設
- 配偶者手当の収入制限の撤廃

など



詳細は、厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当の在り方の検討」にまとめています。





# 12月は 「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～ハラスメントのない職場づくりを目指しましょう～

厚生労働省委託事業 **ハラスメント悩み相談室** 委託運営：株式会社東京リーガルマインド

カスタマーハラスメントの対応について企業として、  
どのように整備したらよいか分からない、  
就活ハラスメントのことで悩んでいる等  
メール・SNSでの相談に対応しています。

専門家が対応します！



相談無料

匿名可

プライバシー厳守

★メール相談窓口

> <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#mail>

★SNS相談窓口

> <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#sns>



事業主の  
みなさまへ！

**パワハラ**  
(労働施策総合推進法 第30条の2)

**セクハラ**  
(男女雇用機会均等法 第11条)

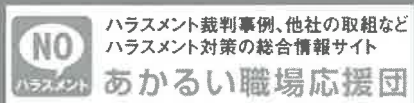
**マタハラ**  
(男女雇用機会均等法 第11条の3)

**育・介ハラスメント**  
(育児・介護休業法 第25条)

## ハラスメント対策お役立ち情報

あかるい職場応援団 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメント関係資料ダウンロード、裁判例、  
動画で学ぶハラスメント、セミナー案内等のハラスメント対策の総合情報発信中！



「労働者の方」  
「管理職の方」  
「人事担当の方」  
それぞれの  
お役立ち情報を  
掲載しています!!



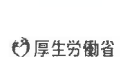
豊富な  
VR動画

この他にもセミナーや  
企業への支援に関する  
案内を掲載しています

社内掲示用の  
ポスター、リーフレット、  
研修用の資料等も  
無料で  
ダウンロードできます！



職場のハラスメントを知る (パワハラ、セクハラ、いわゆるマタハラ)



**茨城労働局**

茨城労働局 雇用環境・均等室  
〒310-8511 水戸市宮町1-8-31  
<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



茨城労働局HP QRコード



# 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

## 2023年度 両立支援シンポジウム

テーマ ～組織経営で捉える「治療と仕事の両立支援」～

1 開催日 令和5年12月13日(水)13:30～16:30

2 場所 東京国際フォーラム ホールD7オン  
(オンライン配信も行います)



3 内容

### (1) 基調講演

株式会社丸井グループ取締役上席執行役員 CWO

専属産業医 小島 玲子 氏

### (2) 事例発表・パネルディスカッション

小島 玲子氏、山村 健司氏、吉川 昌毅氏、長澤 孝子氏、  
飯塚 晶子氏、大柄 嘉宏氏

### (3) プログラム

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| ① 13:30～13:35 | 挨拶 厚生労働省労働基準局安全衛生部長               |
| ② 13:35～14:05 | 基調講演                              |
| ③ 14:10～15:10 | 事例発表                              |
| ④ 15:15～16:00 | パネルディスカッション                       |
| ⑤ 16:00～16:30 | 交流会(現地開催の参加者のみ、<br>登壇者との交流会を行います) |

### (4) 参加方法など(上記の概要、参加費は無料、申込みのURL)

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/symposium/>

# 「衛生管理者能力向上教育」開催のご案内

事業場における安全衛生水準の向上を図るため、労働安全衛生法第19条の2および能力向上教育指針公示第5号の別表16に基づき、衛生管理者の方々を対象として標記の能力向上教育を下記により開催することといたしました。

- 1. 日 時 令和6年1月25日(木) 8:50~16:50  
令和6年1月26日(金) 9:00~17:00
- 2. 会 場 茨城県産業会館 研修室 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35  
なお、当日は昼食弁当を販売いたしますので希望される方はご利用下さい。
- 3. 受 講 料 1名につき 会員 15,620円(税込) 非会員 16,720円(税込)  
テキスト代 2,750円(税込)

| 4. カリキュラム   | 内 容                    | 時 間         |
|-------------|------------------------|-------------|
| 1/25<br>(木) | 健康管理                   | 9:00~11:40  |
|             | 実務研究                   | 11:40~14:40 |
|             | 災害事例及び関係法令             | 14:40~16:50 |
| 1/26<br>(金) | 労働衛生管理の現況・労働衛生管理の機能と構造 | 9:00~11:40  |
|             | 作業環境管理                 | 11:40~13:30 |
|             | 作業管理                   | 13:30~15:40 |
|             | 労働衛生教育                 | 15:40~16:50 |
|             | 質疑応答・修了証交付             | 16:50~17:00 |

- 5. 定 員 54名 先着順にて受け付け、定員に達し次第締め切りといたします。
- 6. 申込受付期間 令和5年12月8日(金)~
- 7. 申 込 先 (一社)茨城労働基準協会連合会  
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階 TEL 029-225-8881

# 「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」開催のご案内

メンタルヘルス推進担当者として活動される下記の方々を対象に、標記研修を開催します。

- 1. 対 象 者：事業場でメンタルヘルス推進担当者として活動される方、人事労務管理スタッフ、  
ストレスチェック制度の実務担当者、衛生管理者、保健師・看護師等の産業保健スタッフ等
- 2. 開催日程：令和6年2月1日(木)~2日(金) (2日間)
- 3. 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)
- 4. 内 容：カリキュラム \*厚生労働省が公表しているカリキュラムに準じています。講師の都合によりカリキュラムが変更となる場合があります。

|     | 9:00  | 10:00                 | 11:00 | 12:00                                 | 13:00   | 14:00               | 15:00 | 16:00                  | 17:00 |                       |       |
|-----|-------|-----------------------|-------|---------------------------------------|---------|---------------------|-------|------------------------|-------|-----------------------|-------|
| 第一日 | 30    | 50                    | 50    |                                       |         | 10                  | 10 20 |                        |       |                       |       |
| 受 付 | 開 講 式 | (講義) 事業場におけるメンタルヘルスケア | 休 憩   | (講義) ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識          | 昼 休 食 憩 | (講義) 心身医学・精神医学の基礎   | 休 憩   | (講義) 働く人のうつ病と自殺予防への対応  | 休 憩   | (講義・実習) メンタルヘルス教育の進め方 |       |
| 第二日 |       | (講義) 職場環境等の把握と改善の方法   | 休 憩   | (講義) 企業のリスクマネジメントとコンプライアンス、個人情報保護への配慮 | 昼 休 食 憩 | (講義) 職場復帰における支援の進め方 | 休 憩   | (講義) 関係者との連携及び情報提供の進め方 | 休 憩   | (研究討議) 取組み状況の把握と情報交流  | 閉 講 式 |
|     | 30    | 30 40                 |       |                                       |         | 10                  | 10 20 |                        | 50    |                       |       |
|     | 9:00  | 10:00                 | 11:00 | 12:00                                 | 13:00   | 14:00               | 15:00 | 16:00                  | 17:00 |                       |       |

- 5. 定 員：48名(申込み先着順)
- 6. 問合せ先：中央労働災害防止協会 健康快適推進部 (TEL:03-3452-2517)
- 7. 申込み先：中災防推進担当者 オンライン申込み



# 中小企業無災害記録証授与制度にかかる活動交流会のご案内

中小企業への本制度の普及、広報並びに好事例の共有により中小企業の安全衛生活動のレベルアップを図るため、本交流会を、オンライン配信にて実施いたします。

本制度により記録証を授与された企業の方からの安全衛生活動事例の発表、中小企業の参加者向けの講演を行います。同制度の紹介など、中小企業での記録証授与の推進とともに安全衛生活動の向上に活かしていただければ幸いです。

- 日 時** 令和6年2月21日(水) 14:00-16:00
- 対象者** 中小企業の経営者、安全衛生スタッフ、安全衛生担当者、人事労務担当者、ラインの管理監督者等
- 配信方法** Webex Meeting  
※お申込者に活動交流会受講用URLを含む受講案内をお送りいたします。(開催日の1週間前)
- 受講料** 無料
- 定 員** 60名 定員に余裕がある場合、中小企業以外の方も受講できますので、お申込みください
- 申込方法** 下記URLよりオンラインでお申込みください。

**詳細・お申込みURL** [https://www.jisha.or.jp/chusho/record/y6060\\_event.html](https://www.jisha.or.jp/chusho/record/y6060_event.html)

**～カリキュラム概要～**

- 中小企業無災害記録証授与と制度について
- 活動報告  
「指差し呼称の定着を通じ、経営者、従業員、管理監督者が一体となった安全衛生活動」  
くみあい乳業株式会社  
常務取締役工場長 佐藤 末夫
- 講演  
「職場の自主活動の活性化への考え方、進め方」  
安全教育企画 中央労働災害防止協会  
安全衛生エキスパート 畑 英志

※テーマについては、都合により変更する場合があります。

**▼お問合せ先**

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 教育・調査課  
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2  
TEL 03-3452-6499 FAX 03-3453-3449

E-mail [kyoiku@jisha.or.jp](mailto:kyoiku@jisha.or.jp)

主催／中央労働災害防止協会

## 【 県内の労働災害発生状況速報 (令和5年10月末現在) 】

| 業 種 別     |       | 令 和 5 年 |       | 前 年 同 期 |       |
|-----------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 計         |       | ( 16 )  | 2,386 | ( 25 )  | 2,288 |
| 製 造 業     |       | ( 4 )   | 668   | ( 8 )   | 640   |
| 鋳 業       |       | ( 0 )   | 2     | ( 1 )   | 7     |
| 建 設 業     |       | ( 4 )   | 211   | ( 11 )  | 229   |
| 内 訳       | 土 木   | ( 1 )   | 59    | ( 4 )   | 53    |
|           | 建 築   | ( 3 )   | 117   | ( 4 )   | 119   |
|           | そ の 他 | ( 0 )   | 35    | ( 3 )   | 57    |
| 運 輸 交 通 業 |       | ( 2 )   | 311   | ( 2 )   | 311   |
| 貨 物 取 扱 業 |       | ( 1 )   | 46    | ( 0 )   | 43    |
| 農 林 業     |       | ( 3 )   | 54    | ( 0 )   | 43    |
| 畜 産 水 産 業 |       | ( 0 )   | 102   | ( 0 )   | 82    |
| 商 業       |       | ( 1 )   | 335   | ( 1 )   | 329   |
| そ の 他     |       | ( 1 )   | 657   | ( 2 )   | 604   |

(注) ( )内は、死亡者で内数 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

## 講習会のご案内 (令和5年12月中旬～6年1月)

| 講習の種類                       |                                 |          |
|-----------------------------|---------------------------------|----------|
| 開催日                         | 開催場所                            | 申込先      |
| <b>技能講習</b>                 |                                 |          |
| <b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>     |                                 |          |
| 1/9～10・11・12                | 中央安全衛生教育センター(水戸市)               | 連合会      |
| 1/17～18・19                  | (一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎・土浦・常総協会 |          |
| <b>有機溶剤作業主任者</b>            |                                 |          |
| 1/18～19                     | 中央安全衛生教育センター(水戸市)               | 連合会      |
| 1/18～19                     | 鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)                   | 鹿島協会     |
| 1/23～24                     | ポリテクセンター茨城(常総市)                 | 常総協会     |
| 1/30～31                     | ワークヒル土浦(土浦市)                    | 土浦協会     |
| <b>鉛作業主任者</b>               |                                 |          |
| 1/30～31                     | 中央安全衛生教育センター(水戸市)               | 連合会      |
| <b>ガス溶接</b>                 |                                 |          |
| 12/15～16                    | ワークヒル土浦(土浦市)                    | 土浦協会     |
| <b>玉掛け</b>                  |                                 |          |
| 1/18～19                     | ワークヒル土浦(土浦市)                    | 土浦協会     |
| <b>フォークリフト運転(学科)</b>        |                                 |          |
| 1/10                        | ワークヒル土浦(土浦市)                    | 土浦協会     |
| 1/11                        | 日立商工会議所会館(日立市)                  | 日立協会     |
| 1/12                        | (一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会       |          |
| 1/15                        | 中央安全衛生教育センター(水戸市)               | 連合会・水戸協会 |
| 1/19                        | 平成館(古河市)                        | 古河協会     |
| <b>床上操作式クレーン運転</b>          |                                 |          |
| 1/18～19・20                  | 常陸太田市商工会館(常陸太田市)                | 太田協会     |
| 1/22～23・24・25・26            | (一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎・常総協会    |          |
| <b>石綿作業主任者</b>              |                                 |          |
| 12/19～20                    | 鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)                   | 鹿島協会     |
| 12/22～23                    | 中央安全衛生教育センター(水戸市)               | 連合会      |
| <b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b> |                                 |          |
| 12/21～22                    | 鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)                   | 鹿島協会     |
| 1/23～24                     | 中央安全衛生教育センター(水戸市)               | 連合会      |
| <b>特別教育・その他の講習</b>          |                                 |          |
| <b>研削と石の取替え等の業務(自由研削)</b>   |                                 |          |
| 1/12                        | ポリテクセンター茨城(常総市)                 | 常総・龍ヶ崎協会 |
| 1/16                        | 日立シビックセンターマール会議室(日立市)           | 日立協会     |

### アーク溶接等の業務

1/12～13 日立商工会議所会館(日立市) 日立協会

### クレーン運転の業務(5トン未満)

1/9・10・11 (一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会

### 産業用ロボットの教示・検査等の業務

1/16～17 中央安全衛生教育センター(水戸市) 水戸協会

1/22～23 茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市) 筑西協会

### テールゲートリフター特別教育

1/28 平成館(古河市) 古河協会

### 特定粉じん作業

1/29 中央安全衛生教育センター(水戸市) 水戸協会

### 衛生管理者能力向上教育

1/25～26 茨城県産業会館(水戸市) 連合会

### 職長教育

12/20～21 ワークヒル土浦(土浦市) 土浦協会

1/11～12 鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市) 鹿島協会

### 職長・安全衛生責任者教育

1/17～18 日立シビックセンターマール会議室(日立市) 日立協会

1/10～11 ポリテクセンター茨城(常総市) 常総協会

1/20～21 平成館(古河市) 古河協会

1/24～25 常陸太田市商工会館(常陸太田市) 太田協会

### 安全衛生推進者講習

1/25～26 中央安全衛生教育センター(水戸市) 水戸協会

◎詳細については、当連合会ホームページ、またはお申込先の協会にお問い合わせ下さい。

|     |                |                  |
|-----|----------------|------------------|
| 連合会 | ☎ 029-225-8881 | FAX.029-227-4507 |
| 水戸  | ☎ 029-233-6622 | FAX.029-233-6626 |
| 日立  | ☎ 0294-23-3431 | FAX.0294-23-3461 |
| 土浦  | ☎ 029-824-0324 | FAX.029-824-0325 |
| 筑西  | ☎ 0296-24-2796 | FAX.0296-24-9303 |
| 古河  | ☎ 0280-31-4176 | FAX.0280-32-6116 |
| 太田  | ☎ 0294-72-3489 | FAX.0294-73-2716 |
| 常総  | ☎ 0297-22-0949 | FAX.0297-22-3537 |
| 龍ヶ崎 | ☎ 0297-62-7923 | FAX.0297-64-1498 |
| 鹿島  | ☎ 0299-83-8440 | FAX.0299-83-8478 |